

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 2 月20日

【発行者（受託者）名称】 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
(以下「受託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】 取締役社長 窪 田 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【事務連絡者氏名】 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
海外業務推進室 室長 山 崎 和 哉

【電話番号】 03(3212)1211(大代表)

【発行者（委託者）氏名又は名称】 三菱商事株式会社
(以下「委託者」といいます。)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 常務執行役員 野 内 雄 三

【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号

【事務連絡者氏名】 金属資源トレーディング本部付
次長 須 藤 大 輔

【電話番号】 03-3210-2121(大代表)

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 純金上場信託(現物国内保管型)

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】 継続申込期間（2025年11月20日から2026年 4 月20日まで）
1 兆8,000億円を上限とします。
* なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月4日に提出いたしました有価証券届出書の添付書類である信託契約について、2026年1月22日付ならびに2026年2月4日付で以下の通り内容変更を行いました。本信託契約の変更は、本信託について、足許、純資産残高が伸長していることから、委託者と協議のうえ、追加信託による純資産残高の上限額を1兆8,000億円から2兆2,000億円（2026年1月22日付）、また2兆2,000億円から3兆円（2026年2月4日付）に引き上げるものです。

2【訂正の内容】

（ 下線部_____は訂正部分を示します。）

（2026年1月22日付の訂正）

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が1兆8,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が2兆2,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

（2026年2月4日付の訂正）

信託契約 第6条第6項

<訂正前>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が2兆2,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。

<訂正後>

- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が3兆円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。